

第3回行政評価委員会

No.4 交流促進センター管理運営事業

番号	質問内容
4-1	成果指標の設定に必要なと考えられますので「年間施設利用者数」「市外からの来訪者割合」「関連イベント等の参加者数・域内消費推計額」などを把握されていればそれをお示しください。
4-2	活動指標に指定管理者との意見交換会の旨が記載されていますが、「意見交換を経て具体的に改善・創出された地域活性化企画やその成果」があれば教えてください。また、その交換会の議事録は作成されていますか？
4-3	『長期修繕計画を作成し、計画的に修繕を行う』とありますが、策定された「長期修繕計画」に基づく今後のライフサイクルコスト（LCC）試算と、年次別修繕費用予測についてお示しください。口頭ですと理解しづらいので出来れば当日に追加資料としてご提出していただければ助かります。
4-4	指定管理委託契約書における「維持修繕の責任分担基準」がどのように定められているかお示しください。

番号	質問内容
4-5	所属長所見において「平日3日間の休日を設けて1年が経過している」と記載がありますが、 ① 開館日数（サービス提供機会）の大幅な削減が利用者数や地域経済活性化に与えた影響についてお示しください。 ② 平日3日休館に伴う「施設利用者の推移」「事業収入の変化」「光熱費等ランニングコストの削減額」に関するデータをご提示ください。出来ればこれも書面でご提示いただければ助かります。 ③ 指定管理契約は令和4年4月1日から令和9年3月31日までだと思うのですが、どのような理由の基づき、どのような経緯を経て契約期間の途中でこのような業務仕様の大幅な変更が行われたのでしょうか？ 例えば、老朽化・設備の不具合による危険回避や物理的な制約。それとも、市の財政難に伴う予算削減（光熱費等のランニングコスト抑制）が主目的。あるいは、単なる利用者低迷に対する対症療法とか。 ④ 締結済みの契約書において「業務内容の変更に伴う指定管理料の改定条項」は規定されていますか？ ⑤ 仕様の大幅変更を市が指示した際、市と指定管理者の間で「覚書」や「変更契約書」、あるいはそれに準ずる「協議の議事録」など、公式な書面による合意形成は行われていますか？ ⑥ 開館日数を減らす一方で、週末のイベント実施を増やす、別施設の管理業務を一部追加するなど、指定管理者に対して何らかの代替業務が付加された事実がございますか？
4-6	「事務事業の評価」の「目的の妥当性」においては『上位施策の達成に必要な事務事業であるが、事業の目的は検討の必要がある』となっていますが、今後事業の目的をどのような内容に検討すべきとお考えでしょうか？
4-7	「成果指標の達成状況」において『目標を上回って達成できた（100%以上の達成）』とされていますが、成果指標がないにもかかわらずこの評価になっている理由をご説明ください。 成果指標においては『指標が設定できない場合は、事業実施によって評価期間内に発現した定性的な成果を記入』と妥協案も提示されていますが、そこにも『指標が図れないため、指標設定はしないものとする』と記載するだけで何ら定性的な成果も記載されていません。これでは成果指標は初めから放棄していることになると思われます。にもかかわらず『目標を上回って達成できた（100%以上の達成）』としていることが理解できません。合理的な説明をお願いします。

番号	質問内容
4-8	「受益の適正性」において『受益者負担には見直しの余地がある』となっていますが、現状どのような自己負担になっているものをどのように見直すべきと考えられていますか？
4-9	所管部長の所見において『コスト縮減と地域交流の活性化という両輪による運営改善を図る』とあります。確かに事業の目的と事業内容には『交流促進』と言う文言は出てきましたが、実際の事業活動への投入コスト（予算）や事業活動の実績には交流的なものは見受けられません。両輪として位置づけられている地域交流の活性化は現時点でどのように行われているのでしょうか？
4-10	指定管理者との意見交換会開催回数について、R7 年度の実績が 3 回となっているが、他の指定管理施設では、指定管理者との意見交換会はどの程度開催しているのか。交流促進センターのみ意見交換回数が少ない場合はその理由を教えてください。
4-11	「事務事業の評価」の自己判定欄で、「市民・社会ニーズへの対応」の評点が「1」となっている理由を教えてください。（なぜ市民ニーズ・社会ニーズが減少傾向にあると判断したのか）
4-12	①ホテルの宿泊者数とレストランの利用者数の損益分岐点を教えてください。 ②ホテル 18 部屋の稼働率は年間どのくらいでしょうか。 ③委託料が令和 7 年に前年の倍近くになっている背景は何でしょう。
4-13	①シティプロモーションで利用促進のアイデアを募ったことはありますか。 ②外部委託や既取引のあるイベント会社に利用促進の企画依頼をして、アイデア、企画例があれば教えてください。
4-14	この事業はウエルピアを如何に維持するのかと、立地条件の違いがありますが、互いの事業で意見交換はしていますか。ただ立地条件からはレストランの飲食を廃止する場合の問題点があれば教えてください。
4-15	令和 8 年度に新たに指定管理者選定を行うことになると思いますが、候補者は出てきそうなのか。

番号	質問内容
4-16	長期修繕計画に基づいた場合、いつ、どの程度の高額な費用を要する修繕が見込まれているのでしょうか。
4-17	栗の里公園、野外音楽広場などの利用実績は、どのようになっているのでしょうか。

No.5 空き家対策事業

番号	内容
5-1	令和7年度のNP0法人への委託料増額の明細（業務範囲の変更内容や人件費積算）を教えてください。また成果連動型契約（インセンティブ設計）を導入されていますか？
5-2	活動指標にある「空き家バンク成約数」の目標件数（15件）の根拠を教えてください。予算は増加しているにもかかわらず、目標件数は一定なのはどのような理由によるのでしょうか？
5-3	活動指標の「空き家バンク成約数」は令和6年度の12件から令和7年度は7件へ大幅に減少しています。成約目標15件に対して実績7件に終わった「根本原因（価格不一致、老朽化、権利関係等）」の分析結果はございますか？
5-4	「事務事業の評価」の「目的の妥当性」においては『上位施策の達成に必要な事務事業であるが、事業の目的は検討の必要がある』となっていますが、今後事業の目的の内容をどのように検討すべきとお考えでしょうか？
5-5	現在日本で空き家の増加が深刻な社会問題となっています。しかしその一方で、「空き家は地域の資源になり得る」という考えのもと、各地で空き家を活用したユニークな地域活性化の取り組みが広がりつつあると思われます。このような状況にもかかわらず、「市民・社会ニーズへの対応」においては『全体的な市民ニーズ・社会ニーズが現状維持傾向にある、又は、市民ニーズ・社会ニーズが限定的である』となっていますが、むしろ『全体的な市民ニーズ・社会ニーズが増加傾向にある』ではないかと思えるのですが、その点についてはどう思われますか？
5-6	「手段の最適性」において『他の手段もあるが、現状の手段が望ましく、改善の必要性は低い』とされていますが、課題・改善点として『空家の情報共有を効率的に行い、現地確認後に空家の掘り起こしにつなげていく方法を確立する』とされています。なぜ課題・改善点を認識しながら、また課題解決に向けた具体的な方策等も検討しているにもかかわらず『改善の必要性は低い』という評価になるのでしょうか？合理的な説明をお願いします。また、『他の手段もあるが』とありますが、どのような手段を想定しどのように比較しているのでしょうか？比較結果をお示しください。

番号	内容
5-7	市民が安心して住むことができる体制としては、ゴミ屋敷や危険家屋、倒壊恐れブロックや古木、雨水の溜まりなど、危険箇所の通報の補償金制度は合法的なのでしょうか。通報者にポイント制度を導入すれば危険箇所が数多く判明すると思いますが。
5-8	空き家の有効活用事例があれば広報等で公開してください。また空き家の持ち主のメリットを教えてください。
5-9	放棄の田畑についてはどのくらいあり、地主に対して何か手を打っていますか、放棄地の活用事例があれば教えてください。また市が管理している団地やアパートの空室率を教えてください。
5-10	伊予行政が、この事業を行なう背景は何故でしょうか、国や県からの依頼なら民間業者に任せては如何でしょう。
5-11	事業名は、空家対策事業で、事業の目的も「空家等の利活用、除却を進め、空家等を削減する」となっています。事業シートが専ら、空家の利活用に沿って作成されています。空家の解体除却もシートに入れた方がいいのではないのでしょうか。そうすることで、活動指標に空家除却の件数、解体補助の申請数などを盛り込むことが可能になります。
5-12	伊予市は、空家法上の「特定空家」に該当する空家数を把握しているのでしょうか。把握しているのであれば、その数を教えてください。
5-13	老朽空家解体助成費用の利用者数はどのように推移しているのでしょうか。
5-14	特定空家はもちろんですが、管理不全空家に指定されると固定資産税の軽減措置が外れてしまうことを、固定資産税の納付者に伝えているのでしょうか。
5-15	伊予市内の空き家件数は把握していますか。また、空き家件数がどのような数値で推移しているのかもわかる範囲で教えてください。(R5 年度末時点、R6 年度末時点、R7 年度末時点での件数、など)
5-16	国土交通省でも「空家法」の改正など、空き家対策のための政策を講じていますが、伊予市ではこれらの政策をどのように活用していますか。

番号	内容
5-17	建物所有者や相続人はどのような人が多い傾向にあるのかわかる範囲で教えてください。市内在住者か、市外在住者か、年齢層など。
5-18	建物所有者や相続人に対し、文書の送付以外の方法でコンタクトを試みている取組があれば教えてください。

No.6 地域公共交通事業

番号	内容
6-1	「コミュニティバス」と「デマンドタクシー」それぞれの「1便あたりの平均乗車人数」「交通空白地域における住民登録者の利用率（カバー率）」についてのデータをお示しいただけますか。また目的別（通院・買い物・通学等）の利用割合もわかればお示しください。
6-2	平成18年度からの継続事業にもかかわらず、「前回評価の振返り」になにも記載されていません。これはどのような理由によるのでしょうか？
6-3	路線・運行形態ごとの「事業費内訳」「運賃収入」「採算性（収支比率）」「1乗車あたりの公費負担単価」についてお示しください。口頭ですと理解しづらいので出来れば当日に追加資料としてご提出していただければ助かります。 今後も継続的かつ効果的な地域公共交通の運行に向けての検討を行うのであるならば必要なデータだと思いますので。
6-4	「コミュニティバス利用者数」と「デマンドタクシー利用者数」の目標値の設定根拠をお示しください。
6-5	「事業遂行に係る課題・改善点」には、『人口減少に伴い、利用者も減少しているが』と記載されています。であるならば指標の目標利用者数は減少させるべきではないかと考えられます。しかしながらこの3年間毎年目標人数は増加しています。これはどのような理由によるのでしょうか？なお、令和2年度から4年度までの3年間の目標人数は16,500人で一定でした。
6-6	「事務事業の評価」の「目的の妥当性」においては『上位施策の達成に必要な事務事業であるが、事業の目的は検討の必要がある』となっていますが、今後事業の目的の内容をどのように検討すべきとお考えでしょうか？

番号	内容
6-7	「手段の最適性」において『現状の手段が望ましいとは言えないため、他の手段も検討すべきである』とされています。「課題解決に向けた具体的な方策等」への記載については具体的な手段の記載はありません。ただ『他の手段も検討すべきである』とありますので、他の手段について何らかの具体的なプランもお持ちではないかと思われます。どのような手段を想定されているのでしょうか？また現状の手段と比較しているのであれば比較結果をお示しください。
6-8	「受益の適正性」において『受益者負担には見直しの余地がある』となっていますが、自己負担をどのように見直すべきと考えられていますか？
6-9	国土交通省では、令和7年度から9年度を「交通空白解消・集中対策期間」と位置づけ、交通空白解消に向けた取り組みを行っていると認識しています。この前提に基づき、以下の点を教えてください。 ① 「地域の足」「観光の足」に該当する地区は伊予市内にそれぞれ何地区ありますか。 ② この集中対策期間中に伊予市としてどのような取り組みを検討していますか。 ③ 今年の国会において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、地域公共団体が主導して分野横断的に交通空白を解消できる体制を整備していると認識しています。伊予市ではこのような法改正を踏まえてどのような取り組みを行っていく予定ですか。
6-10	同様の事例がある内子町や近隣の市町村との意見交換をしていますか？参考になった事例があれば教えてください。
6-11	コミュニティーバスやデマンドタクシーを利用する目的は何でしょうか。利用者に一度ヒアリングして如何でしょう。買い物や食事などは移動ショッピングカーの運行で補助的な役割が可能ではと思いますが。
6-12	年間委託料の多さからデマンドタクシーの利用料金が安いと思いますので、500円くらいが妥当ではと。コミュニティーバスの料金も運行本数に応じて値上げするのが良いかと思います。

番号	内容
6-13	近年、国土交通省が、交通空白解消に向けて様々な取組みをしているようですが、国と組んで事業を実施するなど計画しているのでしょうか。